令和４年度

事　業　報　告　書

一般社団法人　福智町社会福祉連携協議会

令和４年度　一般社団法人　福智町社会福連携協議会
事　業　報　告

活動報告

令和３年４月１日一般社団法人福智町社会福祉連携協議会として新たにスタートして２年が経過いたしました。その間、予想もしなかった新型コロナの影響で社福連の活動も制限を余儀なくされ、会員の個々の施設・事業所においても感染拡大防止に向けて大変苦労した一年であったとご推察いたします。それでもwithコロナの基、社福連の活動において実施可能な取り組みについては粛々と事業を進めてまいりました。特に今年度は、一般社団法人化した理由の一つでもある、法人後見事業の取り組みについて、経験のある職員を事務局に加え、その準備を進めてまいりました。福智町には現在98人の成年後見制度の利用者がおられ、今後もさらに必要な利用者が増加していくと考えられます。個人ではなく法人として後見制度を行うことは、利用者にとっても様々なメリットが考えられます。地域において存在感のある必要な組織として、地域における公益的な取り組みを今後も進めていきたいと考えています。

今年度も地域における公益的な取り組みは、新型コロナの影響で思うような活動が行えませんでした。それでも、地域に身近な相談窓口のチラシによる周知や地域食堂・子ども食堂への支援、買い物送迎支援事業、生活困窮者支援によるフードバンク・フードファミリーの充実などに取り組んでまいりました。また、事務の共同化においても取り組みを進め、「共同購入」においては、共同購入が可能な物品のアンケート調査を行い、各法人の喫緊の課題である人材確保については、合同の求人チラシを作成し地域の区長・組長等を通じて町内全戸へ配布し人材募集を行いました。毎年実施しています個人情報を含む書類の合同処分及びリサイクル活用の取組も行い、段ボール箱190箱の個人情報を含む書類を溶解処理いたしました。また、経費節減に関わる合同電力割引交渉を九州電力と行い、令和4年度も交渉を重ねて何とか高圧電力契約における大規模特約割引の適用が継続できるようになりましたが、5年度以降は社会情勢が厳しくあわせて電力供給も厳しい状況から電力割引の継続は厳しい状況です。また、合同で新規採用者における接遇向上研修を開催いたしました。さらに、法人後見事業を担う人材の育成を行うため、成年後見支援員の養成研修を開催し法人後見事業実施に向けて準備を進めてまいりました。また、今年度は、ICTによる法人間連携ネットワークを創っていくため、国の補助金でキントーンやＬＩＮＥＷＯＲＫＳ、公式ＬＩＮＥを活用して連携強化できるよう取り組みを進めてまいりました。

今年度も新型コロナウイルスの影響で各法人の活動の中止や法人内での感染拡大防止のため、大変なご苦労をされたことと思います。しかし、ようやく新型コロナの影響からも脱しつつあり、新たな光が差し込んでいるように感じます。24法人1，494人の社福連会員で支え合いながら、地域福祉の推進の中核として地域づくりにそして各会員法人の経営メリットとなるよう取り組んでまいりますので、今後とも福智町社福連の活動にご支援・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

令和５年５月

一般社団法人　福智町社会福祉連携協議会
会　　長　　芦　　馬　　謙　　二

福智町社福連７事業＆ふくおかライフレスキュー事業＆ホームページ

１　地域交流活動提供事業

目 的

地域に点在する施設において行う行事を地域の繋がりの再生の場として捉え、特に繋がりの薄い孤立者・引きこもり・障害（児）・高齢者、及び要支援者と地域住民の交流の場を提供し、あわせて施設や事業所の地域交流の促進を行います。

内 容

①各事業所で開催される行事の１つを地域住民の交流
　活動の場として開催
②交流活動行事の町、カレンダー作成と町民への周知
③行事を通じて地域住民の繋がり強化へ

活動実績

今年度は、新型コロナの影響により地域交流活動提供事業については、感染予防の観点から自粛いたしました。

２　地域に身近な福祉相談窓口連携事業

32 施設・事業所に相談窓口設置

目 的

それぞれ人は大小悩みを抱えており、その解決の糸口を見いだせず自殺に追い込まれた例も少なくありません。地域に点在する施設や事業所に地域に身近な相談窓口を設置し、一次相談窓口として生活困窮者や認知症など地域の要支援者の相談又はその要支援者への支援について相談を受けるとともに、ゲートキーパーとしての役割を担も担います。また、相談内容に応じて他施設や関係機関へつなげ社福連を中心とした相談支援ネットワークの構築を図っていきます。

内 容

①各施設に「地域に身近な福祉相談窓口」を設置する。
その対応については各施設の職員により対応する。
②相談を受けた内容により、他施設や関係機関につなげる。
（一次的相談窓口機能）
③適切なつなぎがスムーズにできるように、社福連を中心とした相談支援ネットワークを構築する。
④社会資源リスト及び相談窓口の手引きの活用

活動実績

設置窓口において、それぞれ対応。

広報が行き届いてないことと、相談窓口の連携が必要。また、相談があっても相談の実績が上がってきていないことがある。今年度は、相談窓口のチラシを作成し町名世帯に全戸配布を行いました。

３　要支援者サポーター養成事業

目 的

今、認知症の方や身体障害者の方また精神障害者の方などの要支援者が地域において普通に暮らせる社会が求められ、ソーシャルインクルージョン（社会的包摂：要支援者を地域からはじき出すのではなく地域で包含しそれが当たり前である社会）による取り組みの重要性が叫ばれています。そのためには、地域で要支援者を支える又は理解するサポーターを多く作り出すことが必要です。そのサポーターの養成を地域ごとに進め支援していきます。

内 容

①地域における要支援者（認知症、身体障害者、精神障害者など）を地域でサポートする体制を作り出すために、それぞれの状況に対応できる（又は理解する）サポーターの養成研修会を地域において実施する。

②サポーター養成事業の年間計画を立て、実施施設や実施日の設定、各施設からの職員による講師候補や企画職員、進行役職員などの役割分担を行い計画化し実行する。

③広報活動や各施設の近隣の地域住民に声掛けし参加を促し実施する.

活動実績

今年度は、コロナの影響により開催見合わせ。

認知症サポーター：オレンジリング

障害者サポーター：ブルーリング

子育てサポーター：ホワイトリング

４　子どもの居場所づくり支援事業

目 的

子どもの学力の向上に対する取り組みの中で、特に不登校やひとり親家庭に対する学習機会の確保が課題となっています。また、生活困窮世帯、ひとり親家庭や不登校児を中心に子どもの居場所づくりの必要性が叫ばれており、居場所づくり（子ども食堂含む）、交流活動、学習支援を法人の施設内で行うとともに、入所者との交流も行いながら子どもたちの健全な育成を支援していきます。

内 容

①ひとり親家庭や閉じこもり傾向にある児童等 を施設の一室を利用し、居場所づくりを行う。

②学校と施設利用者との交流活動を行い、学習 意欲を高めるような取組もあわせて行う。モデル的に実施し支援。

③地域における子ども食堂を支援する

活動実績

今年度は、新型コロナの影響により施設内での取り組みは行わず、既存の地域食堂や子ども食堂に対する支援をフードバンクの取り組みと併せて行いました。

５　災害時要援護者等支援事業

目 的

近年は大規模災害が所かまわず発生しているのが現状です。福智町でも福智山活断層があり、未曽有の大災害が発生しないとも限りません。福智町に点在する各施設の機能を生かし、安全と認められた地域の施設を福智町と協定を結び、近隣の生活避難所として指定し、被災住民の安全と生活について支援を行います。また、被災した会員施設への会員間支援の取組みも行っていきます。

内 容

①災害時に生活避難所として活用する計画を福智町と協定し支援する
②災害時における地域住民の日常生活が継続できるよう避難所等への支援を行う。
③避難が必要であり、介護が必要な要支援者への受入れと対応を行う。
④会員の被災施設への会員間相互支援を行う。

活動実績

今年度は、大規模災害等を想定し、地域支援に関わる取組フローと会員施設が被災した場合の施設連携支援に関わるフローを確認し、迅速な取組が実施できるよう準備を行いました。また、災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）について検討。

６　地域パトロール推進事業

目 的

地域の要支援者の見守りは、地域で行うのが最も有効的ですが、地域によっては見守り活動が成り立たない地域も存在します。そのためアウトリーチによる訪問活動が必要です。各施設で地域を回る業務の中で気づいたことを事務局へ情報提供します。特に要援護高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに見守りや支援活動を行います。

内 容

①会員がハイリスクの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して各施設の送迎等で地域を巡回する際に、見守りパトトールを合わせて行う。
②見守りマニュアルに基づき実施するとともに「気づきリスト」を活用し常に見守りのアンテナ張り実施。

活動実績

活動車両に見守り活動中の磁気ステッカーを張って、地域パトロールを上記内容で継続して実施し、地域の見守り活動に取り組みました。また、「福智町高齢者等ＳＯＳネットワーク」と連携した取り組みを行いました。

７　フードバンク及びフードファミリーの実施

公益的な取組の一環として、生活困窮者や子ども食堂等への支援を行うために試験的に実施

種　別	フードバンク	フードファミリー
提供いただける食材	保存期間が６ヶ月以上ある食材	保存期間が概ね１週間以上ある食材
食材提供の受付	常時受付	必要時に登録会員にお知らせ
食材等の保管	福智町社会福祉協議会で保管	必要時に登録会員より提供
メリット	・在庫がある為迅速に提供できる。	・提供いただける食材の幅が広がる ・必要なものをダイレクトにお願いできる。（指定が可能） ・食材を保管しなくてよい。 ・提供する側の充実感がある
デメリット	随時出てくる保存期限切れの食材の対応	食材のチェック

令和４年度実績：食材等寄付件数　４７件　　食材提供件数　４２件

８　ふくおかライフレスキュー事業

生活困難者の命と生活を守る伴走型支援　　１３事業所　　サポーター２１人

「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「介護、障害の悩みがある」「虐待やDVを受けている」など、地域で暮らす様々な方からの相談に、各施設に配置されたサポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら対応し、各種制度やサービスに繋ぐ等、生活が安定するまでの支援を行います。また、緊急の場合は、食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物給付）も行います。

ライフレスキュー支援：１件

９　福智町社福連専用ホームページ

ホームページの求人専用ページから、求人情報が自由に閲覧できます。

また、フードファミリー事業のページから、QR コードから登録も可能です。

１０　法人後見事業開始に向けての準備

令和４年度一年をかけて要綱整備、先進地視察、支援の人材育成を実施（資料参照）

地域における公益的な取組み一覧表

事業名	開始期日	事業の概要	今年度の実施状況
地域交流活動提供事業	平成 30 年 8 月	交流の場を提供できるイベントの案内（全戸配布）	今年度は新型コロナの影響により地域交流活動は自粛
福祉相談窓口連携事業	令和 2 年 1 月	施設、事業所という身近な地域で相談を受けつけ、助言又は関係機関等につなぐ一次相談窓口を設置する。	継続して実施中 今年度は、相談窓口周知のチラシを作成し町内全戸配布
要支援者サポーター養成事業	令和 2 年 9 月	認知症や障害者等の要支援者を支える又は理解するサポーターを地域で養成する。	令和４年度は、新型コロナの影響により開催見合わせ
子ども学習支援事業	令和 2 年 10 月	交流事業を金田小（第 2 長寿園）弁城小（福智園）個別実施、将来的に拡大。特定地域で行う朝の子ども食堂への企画実施支援。	子ども食堂及び地域食堂への食材等支援
災害時要援護者等支援事業	平成 29 年 12 月	平成 29 年 12 月町と災害時支援協定締結。会員間の連携支援を明文化。災害時要援護者支援。	災害時支援連携フローチャート確認、災害福祉支援チーム（ＤＷＡＴ）の取組み検討
地域パトロール推進事業	令和元年 11 月	地域に出向いていく日常業務（送迎等）の中で、地域における要支援者の見守り活動を行う。	継続して実施中 福智町高齢者等ＳＯＳネットワークとの連携

福智町社福連事務の共同化についての取組み

１　共同購入

共同で購入したほうが良い介護用品や消耗品等をリストアップし、業者選定及び交渉の上会員へ情報提供できるよう取り組みを検討。

共同購入できそうな品をアンケート調査・集計

２　合同人材募集

個別ではなかなか確保することが難しい福祉業界での人材難を解消する方法の一つとして、合同による人材募集を行い、事務の効率化と効果の向上を行う。

各会員法人より募集内容を集約し合同の求人チラシを作成

・町内世帯への求人チラシの全戸配布（約 8,200 世帯）

第１回目募集（令和４年４月実施）
第２回目募集（令和４年７月実施）
第３回目募集（令和４年１０月実施）
第４回目募集（令和５年１月実施）

３　個人情報を含む書類の合同処分及びリサイクル活用の取組み

保存年月の過ぎた個人情報を含む書類の破棄は、比較的手間がかかります。事務作業の手間を省き、個人情報が守られ確実に溶解処理し、また合同で行うことにより１個当たりの処分料金のコストダウンが可能となるとともに、廃棄物のリサイクルによる環境保全にも貢献する取り組みです。

令和４年１０月１３日実施

〇処分数（実績）

１９０箱　　重量　3,480 キロ　１箱 300 円

トイレットペーパーに 28,713 個相当にリサイクル

令和５年度も１０月に実施予定です。

４　経費節減に関わる合同電力割引交渉

各法人の経費の削減について、球種電力による高圧電力契約施設における割引交渉を行い、「大規模特約割引契約」を実現し、その後低電圧について交渉開始

〇令和３年４月から高圧電力契約をしている１４の施設で「大規模特約割引契約」が実施され１４の施設で契約が締結されました。

契約施設　１４

年間割引合計額（前年度ベース）社福連全体で約１，５００万円

電力供給の厳しい中、令和４年度については、現状の割引率にて再契約。

但し、令和５年度においての割引は社会情勢からみて難しいとの九州電力の回答

５　外国人介護人材確保基盤整備事業

社会福祉法人の運営する介護施設・事業所の介護労働者不足は喫緊の課題です。

将来を見通してグローバルな視点から外国人介護人材の活用における安心安全な受入れ体制づくりを進めています。今年度は、総会において管理団体からの外国人受け入れについて実務的な説明を受けました。

（フィリピン　マニラ視察　介護自習生との面談）

６　合同接遇向上研修会の開催

入職した職員が定着しないのは、人との関わりがうまくできていないことが大きく影響しており、コミュニケーションがとても重要です。そのため、新人職員を対象とした合同接遇向上研修会を開催しました。接遇研修は、必要だとわかっていても各法人で専門の認定講師を招聘し実施することは、大規模法人以外では中々厳しい状況であることから、経済的、効率的に開催できるよう合同による接遇研修を行いました。

開催日時

令和４年 11 月 15 日（火）に開催。

13：00～17：00 まで

講　師

社団）日本マナーOJT インストラクター協会認定講師

Rinkasya　凛華社　竹原裕美　氏

参加者数２２名

福智町社福連その他の取組み

１　企業寄贈配布事業

・金のハンバーグサクサクコーン会員配布
　令和４年１２月　　２５０箱
・ひねり揚げ会員配布
　令和５年２月　　２５０箱
・セブンイレブン寄贈他
・JES 日本教育シューズ協議会からの足守シューズ会員配布　１４０箱

２　一般社団法人運営及び外交的活動

・令和３年４月１日　一般社団法人福智町社会福祉連携協議会　設立
・令和４年４月に「社会福祉法人ぎんなん会」が加入し福智町すべての社会福祉法人が加入。
・鹿児島県市町村社協会長・局長研修会　講演
　令和 4 年 4 月 21 日（木）　14：10～　（90 分）
　鹿児島県マリンパレスかごしまマリンホール
　「福智町における社会福祉法人連携と社協の役割を講義」　（中野）
・「地域介護経営　介護ビジョン」2022 年 8 月号　掲載　（芦馬）
　社会福祉連携推進法人の現在地として福智町社福連の活動を掲載
・大分県竹田市、豊後大野市法人連携協議会視察来町
　令和 5 年 2 月 17 日（金）13：30～　11 名来町し福智町社副連の活動について説明
・福岡県社会福祉法人トップセミナー　講演
　令和 5 年 3 月 1 日（水）13：30～
　クローバープラザセンターホールにて福智町社福連の活動を発表
　（芦馬・中野）

３　赤い羽根自販機設置推奨事業

令和 4 年度設置件数　　合計２７台設置

４　買い物送迎支援モデル事業

１　**実施法人**　　社会福祉法人伊方福祉会　「たんぼ園」

２　**目　的**

日常的な買物に不便を感じている方で実際に買いたいものを見て買い物をしたいという希望を支援するため、社福連会員法人の周辺地域の高齢者で希望する方を、集会所（又は高齢者の自宅）からスーパーまでをデイサービス送迎車等で往復する無料送迎を実施します。

３　仕組みの概要

全体で１時間程度

集会所または自宅
（田んぼ園）

町内の商店及びスーパー
（今回はトライアル）

４　利用対象者

田んぼ園周辺の地区（新門下、新門上地区）の一人暮らし高齢者及び高齢者世帯で買い物に不便を感じる６５歳以上の方（自分で買い物ができる方に限ります）

５　実施日

令和３年９月２２日（水）～　以後毎月第３水曜日実施

６　集合場所

たんぼ園

７　集合時間

１０時００分に出発しますので、その前までに集合してください。

帰りは自宅近くまで送ります。

８　定　員

１回の定員は９人までです。

９　利用実績　　実利用者数　３人

令和４年度社福連会議等実績

期日	会場	行事・会議名	内容
令和 4 年 4 月 19 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 1 回理事会	総会の開催について 令和 4 年度事業計画（案） 予算（案）について 買い物支援事業について 合同電力割引について 合同接遇研修について 福智町ＤＷＡＴについて 法人後見事業について
令和 4 年 4 月 21 日	鹿児島県マリンパレスかごしまマリンホール	鹿児島県市町村社協会長・局長研修会	時間 14：10～15：40（90 分） 【内　容】講演 「福智町における社会福祉法人連携と社協の役割」 講師：福智町社会福祉協議会　事務局長　中野雅浩 【対　象】 鹿児島県内の市町村社協会長・事務局長　92 名
令和 4 年 5 月 11 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 2 回理事会	総会の開催について 令和 4 年度事業計画（案） 予算（案）について 買い物支援事業について 合同接遇研修報告について 福智町ＤＷＡＴについて 法人後見事業について ふくおかライフレスキューについて他
令和 4 年 5 月 30 日	福智町公民館金田分館	第 1 回総会	一般社団法人設立報告 令和 3 年度事業報告、決算報告、監査報告、令和 4 年度事業計画（案）・予算（案） 部会の再編について、ふくおかライフレスキューについて、赤い羽根自販機設置 懐かしの映像コンテンツ配信活用ＮＨＫ北九州放送局

令和 4 年 6 月 14 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 3 回理事会	総会開催報告、部会の再編について、買い物支援事業について、地域に身近な福祉相談窓口について、合同電力割引について、共同購入品目について、合同人材募集について、書類の合同処分について、法人後見事業について、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について他
令和 4 年 7 月 12 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 4 回理事会	部会再編について希望調査結果、地域に身近な福祉相談窓口について、買い物支援事業について、共同購入品目について、法人後見事業について、ＩＣＴを」活用した法人連携ネットワークについて、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、豊徳会からの食材提供他
令和 4 年 8 月 16 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 5 回理事会	全体研修の開催について、書類の合同処分について、買い物支援事業について、法人後見の取組について、先進地視察について、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、共同購入品目について、ＩＣＴを活用した法人連携ネットワークについて他

令和 4 年 9 月 20 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 6 回理事会	第 2 回総会の開催について、書類の合同処分について、買い物支援事業について、地域人材派遣事業、共同購入品目等の調査結果について、地域に身近な福祉相談窓口について、合同人材募集について、新規採用合同接遇研修について、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について他
令和 4 年 10 月 11 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 7 回理事会	第 2 回総会の開催について、書類の合同処分について、買い物支援事業について、新規採用合同接遇研修について、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、ＩＣＴを活用した法人連携ネットワークについて他
令和 4 年 10 月 13 日	福智町金田社会福祉センター	書類の合同処分	10：00～12：00 搬入 **190 箱　　重量　3,480 キロ** **1 箱 300 円** **トイレットペーパーに 28,713 個相当にリサイクル**
令和 4 年 10 月 14 日	福智町公民館方城分館 2 階会議室	第 2 回総会	法人後見事業の取り組みについて、ICT を活用した法人連携ネットワークについて（勁草システィックよりデモ説明）、ワーキングチームの取り組みについて、地域における公益的な取り組み状況について、事務の共同化における取組状況について、ふくおかライｓフレスキュー事業について、赤い羽根自販機の設置について

令和 4 年 11 月 8 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 8 回理事会	第 2 回総会開催報告、監事辞職に伴う後任監事の選出について、買い物支援事業について、書類の合同処分について、新規採用合同接遇研修について、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、ＩＣＴを活用した法人連携ネットワークについて、法人後見事業について他
令和 4 年 12 月 15 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 9 回理事会	ＩＣＴを活用した法人連携ネットワークについて、法人後見事業について、買い物支援事業について、合同電力割引交渉について、新規採用合同接遇研修開催報告、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、寄贈シューズ配分について、金のハンバーグサクサクコーン配分について　他
令和 4 年 12 月 19 日	福智町地域包括支援センター会議室	第 1 回 ICT ネットワーク運用訓練	ICT 運用についての概要と実務　14 法人
令和 5 年 1 月 13 日	福智町地域包括支援センター会議室	第 2 回 ICT ネットワーク運用訓練	ICT 運用についての概要と実務（再）　7 法人
令和 5 年 1 月 17 日	福智町地域包括支援センター会議室	第 3 回 ICT ネットワーク運用訓練	ICT 運用についての概要と実務２　　12 法人
令和 5 年 1 月 19 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 10 回理事会	第 3 回総会の開催について、買い物支援事業について、合同電力割引について、ICT 化を活用した法人間連携ネットワーク運用研修について、法人後見事業についてふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について他

令和 5 年 2 月 16 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 11 回理事会	第 3 回総会の開催について、買い物支援事業について、ICT を活用した法人間連携ネットワークについて、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、法人後見事業について他
令和 5 年 2 月 17 日	福智町地域包括支援センター会議室	大分県豊肥地区社会福祉連絡協議会視察受け入れ	大分県豊肥地区（竹田市・豊後大野市）の社福連から 11 名の視察来町　役員対応
令和 5 年 3 月 1 日	春日市クローバープラザホール	福岡県社会福祉法人トップセミナー	福智町社福連の活動について講演
令和 5 年 3 月 7 日	福智町金田社会福祉センター2 階	第 12 回理事会	第 3 回総会の開催について、買い物支援事業について、ICT を活用した法人間連携ネットワークについて、ふくおかライフレスキュー事業について、赤い羽根自販機実績について、法人後見事業について、ひねり揚げの寄贈配布について他
令和 5 年 3 月 14 日	福智町公民館方城分館	第 3 回総会	第 2 期理事、歓喜の選任について、法人後見事業の取り組みについて、人材派遣研修：外国人介護人材派遣の実際について、ふくおかライフレスキュー事業について　他
令和 5 年 3 月 23 日	福智町地域包括支援センター会議室	第 4 回 ICT ネットワーク運用フォローアップ研修会	ICT 運用についての実務 12 法人
令和 5 年 3 月 29 日	金田社会福祉センター2 階大広間	法人後見支援員養成研修会	法人後見養成に関わるプログラム研修　19 名

・総会　3 回

・事務局会議　12 回

・ICT 運用研修　4 回

・赤い羽根自販機等設置推進　設置数：町内 22 台、町外 5 台（令和 5 年 3 月 31 日現在）

・福智町社福連ガイドブック改訂版の作成

関　係　資　料

フードバンク及びフードファミリー制度について

フードファミリー制度とは

フードファミリーとは、食材等を提供していただける地域住民のことで、事前に福智町社会福祉協議会に登録していただき、生活困窮者等の事例が発生した場合にご連絡を差し上げ、提供をしていただいた食材等を即時に生活困窮者等に提供するシステムのことです。

実施主体

実施主体は、福智町社福連と福智町社会福祉協議会です。

フードバンク及びフードファミリーの管理運用は、事務局の福智町社会福祉協議会が行います。

登録者

個人会員：地域住民でフードファミリーの行う活動の趣旨に賛同し、食材等の提供をしていただける個人の方。

法人会員：地域の企業や商店又は施設等においてフードファミリーの行う活動の趣旨に賛同し、食材等を提供していただける法人。

運用について

・提供いただく食材は、依頼日よりおおむね賞味期間が１週間程度あるものです。
・生ものなど数日しか保存がきかないものなどはご遠慮いただきます。
（衛生上の問題等がある為）
・食材以外のものについては、状況に応じて事務局の方から商品を指定し、対応いただける方に提供していただきます。
・依頼を受けても必ず食材等を提供しなくてはいけないわけではありません。その時点で提供できる商品がある場合のみで結構です。

フードバンクとフードファミリー

種　別	フードバンク	フードファミリー
提供いただける食材	保存期間が６ヶ月以上ある食材	保存期間が概ね１週間以上ある食材
食材提供の受付	常時受付	必要時に登録会員にお知らせ
食材等の保管	福智町社会福祉協議会で保管	必要時に登録会員より提供
メリット	・在庫がある為迅速に提供できる。	・提供いただける食材の幅が広がる ・必要なものをダイレクトにお願いできる。（指定が可能） ・食材を保管しなくてよい。 ・提供する側の充実感がある
デメリット	随時出てくる保存期限切れの食材の対応	食材のチェック

地域に身近な相談事業相談窓口設置一覧表

	法人名	看板名	相談窓口種類
1	久和会	介護老人保健施設　笑寿の森	6 福祉なんでも相談
2		障がい者支援施設　赤池学園	3 障がいなんでも相談
3	伊方福祉会	在宅介護支援センター　田んぼ園	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談
4	筑豊福祉会	特別養護老人ホーム　第二長寿園	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談 5 生活困窮なんでも相談
5		第二長寿園デイサービスセンター	1 介護なんでも相談　5 生活困窮なんでも相談
6	宝福祉会	宝見保育園	4 子育てなんでも相談
7	サンヒルズふくち会	社会福祉法人　サンヒルズふくち会	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談 4 子育てなんでも相談　5 生活困窮なんでも相談
8	上金田福祉会	そよ風保育園	4 子育てなんでも相談
9	日王福祉会	母子生活支援施設くぬぎの里	4 子育てなんでも相談
10		グループホームくぬぎの里	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談 5 生活困窮なんでも相談
11	赤池福祉会	赤池保育所	3 障がいなんでも相談　4 子育てなんでも相談
12		上野保育所	3 障がいなんでも相談　4 子育てなんでも相談
13		市場保育所	3 障がいなんでも相談　4 子育てなんでも相談
14		中尾保育所	3 障がいなんでも相談　4 子育てなんでも相談
15	レーブ福岡	ケアハウスひかり	1 介護なんでも相談
16	豊徳会	社会福祉法人　豊徳会	6 福祉なんでも相談
17		障がい者支援施設　みろく園	3 障がいなんでも相談
18		グループホームあかいけ	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談
19		地域支援センター	3 障がいなんでも相談　5 生活困窮なんでも相談 6 福祉なんでも相談
20		児童発達支援センターきらり	3 障がいなんでも相談
21		デイサポートみろく	3 障がいなんでも相談
22		ジョブサポートみろく	3 障がいなんでも相談
23		相談支援センター	3 障がいなんでも相談
24		障がい者支援施設　第二みろく園	3 障がいなんでも相談
25	方城福祉会	方城療育園	3 障がいなんでも相談
26	見真会	障がい福祉サービス事業所　振風苑	3 障がいなんでも相談　4 子育てなんでも相談
27	福智町社会福祉協議会	福智町社会福祉協議会	6 福祉なんでも相談
28	朝日会	障害者支援施設　西友苑	3 障がいなんでも相談
29		ケアホーム西友	3 障がいなんでも相談
30	福寿会	特別養護老人ホーム　方信園	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談
31		グループホームなごみの丘	1 介護なんでも相談　2 認知症なんでも相談
32	彦水会	金田保育園	4 子育てなんでも相談

買い物送迎支援モデル事業

第７回
買い物送迎無料バス運行のお知らせ

日常生活で買い物に困っていませんか？
- スーパーまでの移動方法がない
- 荷物を抱えて帰るのがたいへん
- 手に取って商品を見たい

↓みなさんのお買い物（送迎）をお手伝いします。

第７回買い物送迎無料バス運行♪

ご近所やお友達を誘ってのご利用も大歓迎です。
みなさんのご利用をお待ちしています。

●日にち　**令和４年３月16日 水曜日**
●じかん　10：00 出発
●集　合　田んぼ園（帰りは自宅近くまで送ります）
●行き先　トライアル福智店
●申込先　田んぼ園
☎22-9077

※必ず事前にお電話で申し込みの上ご利用ください。

対象者
＊新門地区（上・下）にお住いの65歳以上の方
＊ご自身で買い物が出来る方
＊定員は９名となります（先着順となります）

一般社団法人福智町社会福祉連携協議会・社会福祉法人伊方福祉会（田んぼ園）

赤い羽根自販機設置推奨事業

令和3年度（令和4年度配分）赤い羽根自販機設置状況

NO	法人又は施設名	形態	11月	12月	令和3年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	令和4年1月	2月	3月	合計
1	福智町社会福祉協議会	変更																		
2	ケアホーム西友	設置																		
3	第二長寿園	変更																		
4	ジョブサポートみろく	設置																		
5	豊徳会	設置																		
6	発達支援センターきらり	設置																		
7	グループホームみろく	設置																		
8	グループホームあかいけ	設置																		
9	金田学園	変更																		
10	福智園	既設																		
11	久和会(勝寿苑、赤池学園)	既設																		
12	生田川通商	設置																		
13	新田川商運	設置																		
14	福智町役場本庁（8/29）	設置																		
15	福智町方城支所（1/18）	設置																		
16	福智町赤池支所（1/24）	設置																		
17	青雲塾（3/3）	変更																		
18	方城療育園（5/1）	既設																		
19	豊徳会直方きらり（5/24）	設置																		
20	頴田VIP（9/27）	設置																		
21	金田小中建設工事現場（11/9）	設置																		
22	桑野生コン（12/20）	設置																		
23	桑野アパート（2019.1.25）	設置																		
24	伊方福祉会　田んぼ園(2020/3	設置																		
25	筑豊地区トラック協会（2020/	設置																		
26	豊徳会カレーショップ（2021.	設置																		
27	日王の湯（2021/11/1）	設置																		
28	親和園本社工場（2022/2/1）	設置																		
29	親和園福智工場（2022/2/24	設置																		
設置台数（合計）		23	23	23	22	22	23	23	23	22	22	23	23	24	25	25	25	26	27	27
募金額（合計）			53,305	56,704	49,221	44,478	50,560	55,009	57,222	63,399	54,316	64,299	54,473	49,951	53,913	51,072	8,315	56,154	50,394	652,937
募金配分予定額（73.80%）			39,339	41,848	36,325	32,825	37,313	40,597	42,230	46,788	40,085	47,453	40,201	36,864	39,788	37,691	6,136	41,442	37,191	481,868
直接入金額			5,341	2,675	25,602	3,194	2,038	6,424	6,253	2,553	18,776	7,324	3,827	5,787	7,011	5,583	23,189	4,321	4,363	95,411
総収入予定額			44,680	44,523	61,927	36,019	39,351	47,021	48,483	49,341	58,861	54,777	44,028	42,651	46,799	43,274	29,325	45,763	41,554	577,279

●令和４年度設置件数　　合計２７台設置

個人情報を含む書類の合同処分及びリサイクル活用事業の取組について
（実施報告）

目　的

福智町社福連では事務共同化を図り、事務的業務の省力化を図る取り組みを実施。保存年月の過ぎた個人情報を含む書類の破棄について、合同で処分する取り組みを行います。書類の破棄はシュレッター他様々な方法で破棄していることと思いますが、比較的手間がかかります。事務作業の手間を省き、個人情報が守られ確実に溶解処理し、また合同で行うことにより１個当たりの処分料金のコストダウンが可能になるとともに、廃棄物のリサイクルによる環境保全にも貢献する取り組みです。

処分日時　　令和４年１０月１３日（木）
１０：００～１２：００の間に搬入

持込場所　　金田社会福祉センター駐車場　　10ｔトレーラーが待機

処分料金　　１段ボール　３００円

処分数（実績）　　１９０箱
重量　3,480 キロ

⇩

トイレットペーパー28,713 個相当にリサイクル

令和５年度も１０月に実施予定

第２回合同接遇向上研修会開催報告

【目　的】

入職した職員が定着しないのは、人との関わりがうまくできていないことが大きく影響しており、コミュニケーションがとても重要です。そのため、新規採用～２年目までの職員を対象にとした合同接遇向上研修会を開催いたします。

接遇研修は、必要だとわかっていても各法人で専門の認定講師を招聘し実施することは、大規模法人以外では中々厳しい状況であることから、経済的、効率的に開催できるよう合同による接遇研修を行います。

【開催日時】

令和４年 11 月 15 日（火）13：00～17：00 まで

【講　師】

社団）日本マナーOJT インストラクター協会認定講師

Rinkasya　凛華社　竹原裕美　氏

【参加人数】

２２人

福智町社福連災害時支援連携イメージフローチャート

大規模災害発生

地域支援

福智町災害対策本部設置

派遣・支援依頼

設置依頼

災害ボランティアセンター設置

安全確認

現地調査派遣調整
ニーズ調査

派遣・支援依頼

被災状況に応じた支援内容の依頼

単独協定施設
受入れ支援

福智町社福連事務局

社福連各施設に依頼を受けた
派遣及び支援物品等の依頼

支援調整（支援プログラム作成）

活動報告

被災地及び避難所に派遣又は
受入れ及び支援物品提供

施設連携支援

福智町社福連事務局

報告

確認

各施設：施設被災状況確認及び報告

現地確認

施設被害発生確認

被災状況に応じた支援内容の協議・決定
（被災施設及び社福連役員）

社福連各施設に決定した派遣
及び支援物品の提供依頼

支援調整（支援プログラム作成）

活動報告

支援

被災施設に派遣又は受入れ及
び支援物品提供

SDGs17 の目標	福智町社福連 SDGs17 の目標
貧困をなくそう	生活困窮者をなくそう
飢餓をゼロ	栄養状態を改善しよう
すべての人に健康と福祉を	すべての人に健康と福祉を
質の高い教育をみんなに	福祉教育をみんなに
ジェンダー平等を実現しよう	ジェンダー平等を実現しよう
安全な水とトイレを世界中に	バリアフリーを実現しよう
エネルギーをみんなに そしてクリーンに	クリーンな地域をつくろう
働きがいも経済成長も	雇用機会があり、生きがいを持てる人生へ
産業と技術革新の基盤をつくろう	ICT で福祉・介護の効率化を
人や国の不平等をなくそう	人権を尊重し不平等をなくそう
住み続けられるまちづくりを	住み続けられるまちづくりを
つくる責任 つかう責任	リサイクル化を図ろう
気候変動に具体的な対策を	防災・減災に取り組もう
海の豊かさを守ろう	自然の豊かさを守ろう
陸の豊かさも守ろう	郷土の伝統を守ろう
平和と公正をすべての人に	平和と公正をすべての人に
パートナーシップで目標を達成しよう	パートナーシップで目標を達成しよう

定　　款

第１章　総　則

（名称）

第1条　当法人は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会と称する。

（目的）

第2条　当法人は、会員間の社会福祉に関わる業務の連携を推進し、地域における良質かつ適切な福祉サービスを行うとともに各会員の経営基盤の強化に資する等、会員の相互の支援、交流、連絡その他の会員に共通する利益を図る活動を行うことを目的として、次の事業を行う。

1.地域に必要な福祉サービスの実施や福祉施設利用者の負担の軽減に資するための社会福祉事業

2.福祉サービスの提供に関する地域公益事業

3.福智町及びその他地域での被災者、被災世帯及び被災者における要介護者等に対する支援事業

4.当法人の会員相互の情報交換及び交流に関する事業

5.地域の福祉に関する需要を把握するための事業

6.地域のまちづくりに対する支援・協力に関する事業

7.当法人の会員間の連携による社会貢献事業

8.当法人の各会員の社会貢献事業の実施状況の把握に関する事業

9. 当法人で把握・実施する社会貢献及び連携事業の周知・広告に関する事業

10. 成年後見制度に関する相談及び利用支援

11. 未成年後見人、成年後見人、保佐人、補助人及び任意後見人並びにこれらの監督人の事務

12. 前各号に掲げる事業に付帯又は関連する一切の事業

（主たる事務所の所在地）

第3条　当法人は、主たる事務所を福岡県田川郡福智町に置く。

（公告方法）

第4条　当法人の公告方法は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法により行う。

（機関）

第5条　当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。

第2章　社　員

（会員）

第 6 条　当法人の会員は、当法人の目的に賛同して入社した者とする。

②　会員は、正会員と準会員から構成される。

③　正会員と準会員の資格は以下のとおりとする。

1　正会員は、福智町で社会福祉事業を行う社会福祉法人とする。

2　準会員は、上記以外の法人とする。

④　この法人の議決権は、正会員のみが保有する。

（会費の支払義務）

第7条　会員は、会費を支払うものとし、その金額は社員総会の決議で定める。

本会費は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「法人法」という。)第27条の経費とする。

（入社）

第 8 条　当法人の成立後会員となるには、当法人所定の入社申込書により入社の申込みをし、理事会の承認を得なければならない。

②　正会員をもって法人法上の社員とする。

（会員名簿）

第9条　当法人は、会員の氏名及び住所を記載した会員名簿を作成し、当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

②当法人の会員に対する通知又は催告は、会員名簿に記載した住所又は会員が当法人に通知した居所にあてて行うものとする。

（退社）

第10条会員は、次に掲げる事由によって退社する。

1　会員本人の退社の申し出。ただし、退社の申し出は、1か月前にするものとするが、やむを得ない事由があるときは、いつでも退社することができる。

2　死亡

3　総会員の同意

4　除名

②会員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。この場合は、法人法第30条及び第49条第2項第1号の定めるところによるものとする。

第3章　社員総会

（招集）

第11条　当法人の定時社員総会は、毎事業年度末日の翌日から3か月以内に招集し、臨時社員総会は、必要に応じて招集する。

②社員総会は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、理事会の決議に基づき理事長がこれを招集する。理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

③社員総会を招集するには、会日より1週間前までに、社員に対して招集通知を発するものとする。

（招集手続の省略）

第12条　社員総会は、社員全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第13条　社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（決議の方法）

第14条　社員総会の決議は、法令又は定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（社員総会の決議の省略）

第15条　社員総会の決議の目的たる事項について、理事又は社員から提案があった場合において、その提案に社員の全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

（議決権の代理行使）

第16条　社員は、当法人の社員又は親族を代理人として、議決権を行使することができる。ただし、この場合には、社員総会ごとに代理権を証する書面を提出しなければならない。

（社員総会議事録）

第17条　社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議事録作成者が署名又は記名押印して10年間当法人の主たる事務所に備え置くものとする。

第4章　理事、監事及び代表理事

（理事の員数）

第18条　当法人の理事の員数は、3人以上とする。

（理事の資格）

第19条　当法人の理事は、当法人の社員の中から選任する。

②前項の規定にかかわらず、総社員の議決権の過半数をもって、社員以外の者から選任することを妨げない。

（監事の員数）

第20条　当法人の監事の員数は、1人以上とする。

（理事及び監事の選任の方法）

第21条　当法人の理事及び監事の選任は、社員総会において総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した当該社員の議決権の過半数をもって行う。

（代表理事）

第22条　当法人に理事長1人、副理事長1人を置き、理事会において理事の過半数をもって選定する。

②理事長は、法人法上の代表理事とする。

③理事長は、当法人を代表し会務を総理する。

④副理事長は理事長を補佐し、理事長に事故があるときはその職務を代行し、理事長が欠けたときはその職務を行う。

（理事及び監事の任期）

第23条　理事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

②監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

③任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された者の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

④増員により選任された理事の任期は、他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。

（報酬等）

第24条　理事及び監事の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当法人から受け取る財産上の利益は、社員総会の決議によって定める。

第5章　理事会

（招集）

第25条　理事会は、理事長がこれを招集し、会日の1週間前までに各理事及び各監事に対して招集の通知を発するものとする。ただし、緊急の場合にはこれを短縮することができる。

②理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれを招集する。

（招集手続の省略）

第26条　理事会は、理事及び監事の全員の同意があるときは、招集手続を経ずに開催することができる。

（議長）

第27条　理事会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし、理事長に事故若しくは支障があるときは、副理事長がこれに代わるものとする。

（理事会の決議）

第28条　理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（理事会の決議の省略）

第29条　理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき(監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。)は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

（職務の執行状況の報告）

第30条　理事長及び副理事長は、3か月に1回以上、自己の職務の執行の状況を理事会に報告するものとする。

（理事会議事録）

第31条　理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、出席した理事及び監事がこれに署名又は記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章　計　算

（事業年度）

第32条　当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

（計算書類等の定時社員総会への提出等）

第33条　代表理事は、毎事業年度、法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類(貸借対照表及び損益計算書)及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

②前項の場合、計算書類については社員総会の承認を受け、事業報告書については理事がその内容を定時社員総会に報告しなければならない。

（計算書類等の備置き）

第34条　当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書(監事の監査報告書を含む。)を、定時社員総会の日の2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

（剰余金の不配当）

第 35 条　当法人の剰余金は、これを一切配当してはならない。

（残余財産の帰属）

第 36 条　当法人が解散等により清算するときに有する残余財産は、社員総会の決議により、国、地方公共団体もしくは公益社団法人、公益財団法人又は、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第５条１７号に掲げる法人に贈与するものとする。

第7章　附　則

（設立時社員の氏名及び住所）

第37条　当法人の設立時社員の氏名及び住所は、次のとおりである。

福岡県田川郡福智町伊方638番地

社会福祉法人豊徳会

福岡県田川郡福智町金田958番地の6

社会福祉法人彦水会

福岡県田川郡糸田町4154番地の2

社会福祉法人筑豊福祉会

福岡県田川郡福智町金田1154番地の2

社会福祉法人福智町社会福祉協議会

（設立時の役員）

第38条　当法人の設立時理事及び設立時監事は、次のとおりとする。

設立時理事　芦馬謙二

設立時理事　金山文雄

設立時理事　吉田泰子

設立時理事　白石勝彦

設立時監事　香月　強

設立時監事　鈴木篤史

（設立時の代表理事）

第39条　当法人の設立時代表理事は、次のとおりとする。

福岡県田川郡福智町伊方2477番地27

設立時代表理事　芦馬謙二

（最初の事業年度）

第 38 条　当法人の最初の事業年度は、当法人成立の日から令和 4 年 3 月 31 日までとする。

（定款に定めのない事項）

第 40 条　この定款に定めのない事項については、すべて法人法その他の法令の定めるところによる。

以上、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会を設立のため、設立時社員社会福祉法人豊徳会外 3 名の定款作成代理人である司法書士福丸奈々美は、電磁的記録である本定款を作成し、電子署名する。

令和３年４月１日

設立時社員　福岡県田川郡福智町伊方638番地

社会福祉法人豊徳会

設立時社員　福岡県田川郡福智町金田958番地の6

社会福祉法人彦水会

設立時社員　福岡県田川郡糸田町4154番地の2

社会福祉法人筑豊福祉会

設立時社員　福岡県田川郡福智町金田1154番地の2

社会福祉法人福智町社会福祉協議会

上記設立時社員 4 名の定款作成代理人

福岡県飯塚市本町 2 番 19 号

司法書士　福丸奈々美

2021 GUIDE BOOK

Fukuchimachi Syafukuren

人と人が
つながって
可能性は
無限大

一般社団法人 福智町社会福祉連携協議会

01 地域公益活動連携協議会から一般社団法人へ

平成 28 年 4 月に社会福祉協議会会長が発起人となり、福智町で施設や事業所を経営する社会福祉法人に、連携協議会の設立に関する賛同と参加を呼びかけ、福智町の 21 の社会福祉法人に賛同いただき平成 28 年 6 月 7 日「福智町社会福祉法人地域公益活動連携協議会」が発足しました。その後、新たに新設された 2 法人と未加入だった 1 法人が加入し、福智町のすべての社会福祉法人が加入するに至りました。２４の法人が一つとなって地域における公益的な取り組みをおこなうとともに、地域住民の福祉の向上に向けて活動を続けています。また、事務の共同化を図り、24 法人町内 52 施設事業所、職員数 1,463 人というスケールメリットを生かした取り組みも進めています。さらに令和 3 年 4 月 1 日より「一般社団法人福智町社会福祉連携協議会」として法人化し、さらなる取り組みの連携協働の深化を図っています。

02 社福連会員法人一覧

社福連会員 ２４法人（福智町内の社会福祉法人加入率１００％）

社会福祉法人 慶寿会 福智町上野 3157-3 Tel:0947-28-5689 Fax：0947-28-5749	社会福祉法人 久和会 福智町赤池 474-138 Tel:0947-28-6224 Fax：0947-28-6244
社会福祉法人 赤池福祉会 福智町赤池 970-4 Tel:0947-28-2130 Fax：0947-28-2130	社会福祉法人 福智会 福智町弁城 4193-28 Tel:0947-22-1434 Fax：0947-22-1434
社会福祉法人 豊徳会 福智町伊方 638 Tel:0947-22-7705 Fax：0947-22-7706	社会福祉法人 福寿会 福智町伊方 2611-1 Tel:0947-22-4933 Fax：0947-22-1959
社会福祉法人 菊陽会 福智町伊方 4448 Tel:0947-22-5177 Fax：0947-22-6680	社会福祉法人 見真会 福智町伊方 4050 Tel:0947-47-3000 Fax：0947-47-3300
社会福祉法人 伊方福祉会 福智町伊方 4227-2 Tel:0947-22-9077 Fax：0947-22-9066	社会福祉法人 サンヒルズふくち会 福智町弁城 3081-1 Tel:0947-22-1414 Fax：0947-22-1881
社会福祉法人 方城福祉会 福智町弁城 4193-15 Tel:0947-22-5888 Fax：0947-22-5889	社会福祉法人 レーヴ福岡 ケアハウスひかり 福智町伊方 2450-19 Tel:0947-47-3500 Fax：0947-47-3501
社会福祉法人 宝福祉会 福智町金田 1336-2 Tel:0947-22-4435 Fax：0947-22-4550	社会福祉法人 彦水会 福智町金田 958-6 Tel:0947-22-0435 Fax：0947-22-0706
社会福祉法人 上金田福祉会 福智町金田 273 Tel:0947-22-3653 Fax：0947-22-3825	社会福祉法人 全和会 飯塚市太郎丸一ツ木 499-1 Tel:0948-26-6620 Fax：0948-26-6635
社会福祉法人 筑豊福祉会 第二長寿園 福智町金田 1257-2-1 Tel:0947-22-4080 Fax：0947-22-3643	社会福祉法人 佳寿会 福智町神崎 708 Tel:0947-22-5529 Fax：0947-22-6095
社会福祉法人 日王福祉会 福智町神崎 1056-114 Tel:0947-22-0280 Fax：0947-22-7020	社会福祉法人 朝日会 福智町神崎 1533-151 Tel:0947-22-3939 Fax：0947-22-6100
社会福祉法人 青空福祉会 京都郡みやこ町上原 1011-4 Tel:0930-33-5571 Fax：0930-33-5572	社会福祉法人 頓野児童福祉会 直方市頓野 2535-44 Tel:0949-28-1766 Fax：0949-28-1775
社会福祉法人 ぎんなん会 福智町伊方 3958-1 Tel:0947-22-0253 Fax：0947-22-6155	社会福祉法人 福智町社会福祉協議会 福智町金田 1154-2 Tel:0947-22-6631 Fax：0947-22-6678

03 会員法人専門職資格一覧

社福連では多くの専門職が働いており、その知識や技術をあらゆる場面で地域において活用できる方策を検討しています。

NO	職種	合計	内訳	
			常勤	非常勤
1	正看護師	40	36	4
2	准看護師	52	40	12
3	社会福祉士	27	26	1
4	精神保健福祉士	8	8	0
5	介護福祉士	238	221	17
6	主任介護支援専門員	4	4	0
7	介護支援専門員	44	43	1
8	管理栄養士	16	16	0
9	栄養士	14	13	1
10	保育士	195	185	10

NO	職種	合計	内訳	
			常勤	非常勤
11	理学療法士	9	6	3
12	作業療法士	6	6	0
13	言語聴覚士	2	1	1
14	臨床心理士	5	4	1
15	防災士	1	1	0
16	歯科衛生士	2	1	1
17	調理師	51	45	6
18	社会福祉主事	72	70	2
19	臨床検査技師	1	1	0
20	薬剤師	1	1	0
	専門職合計	788	728	60

04 災害時支援連携イメージフローチャート

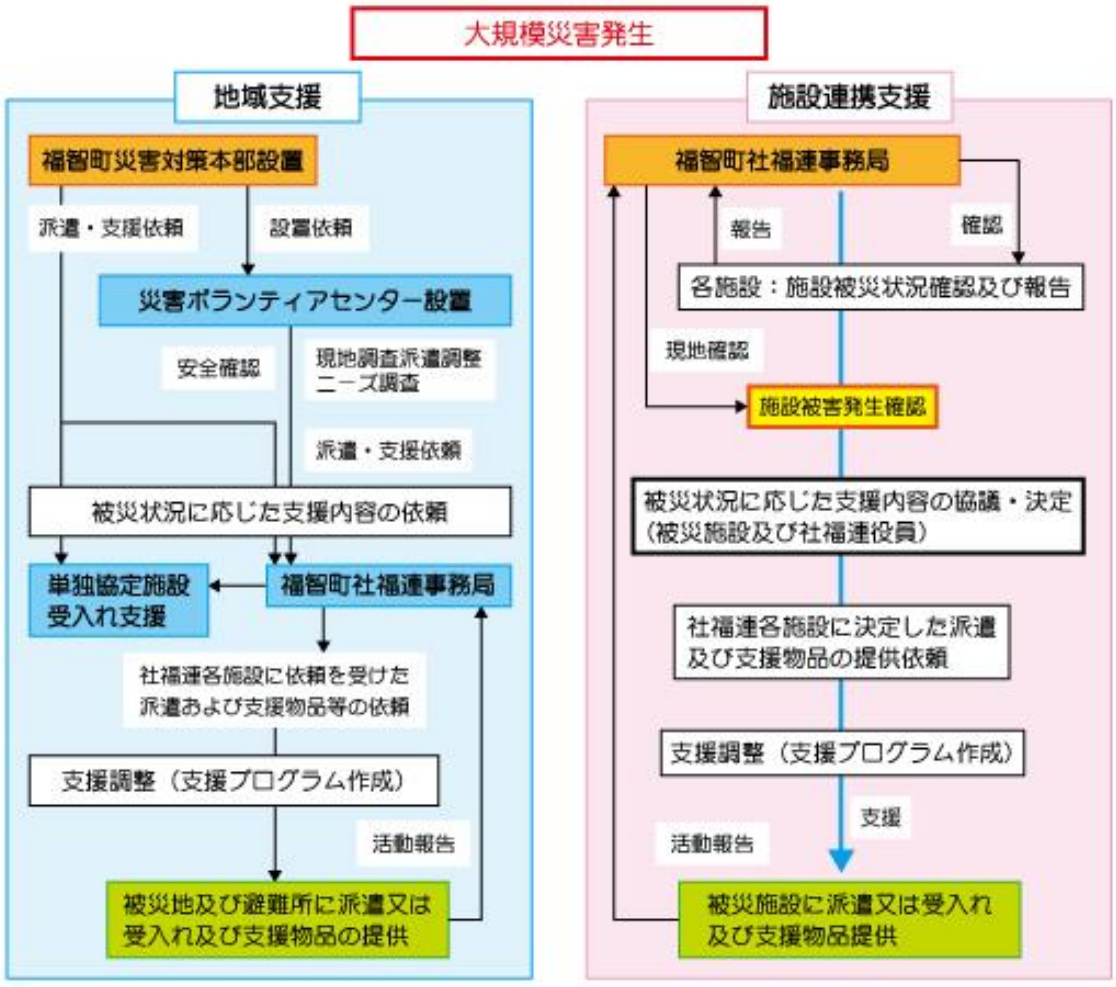

05 公益的な７つの取り組み

１地域交流活動提供事業

地域に点在する施設においておこなう行事を地域のつながりの再生の場として捉え、特につながりの薄い孤立者・引きこもり・障がい（児）・高齢者、及び要支援者と地域住民の交流の場を提供し、あわせて施設や事業所の地域交流の促進をおこないます。

① 各事業所で開催される行事の１つを地域住民の交流活動の場として開催。
② 交流活動行事カレンダー作成と町民への周知。
③ 行事を通じて地域住民のつながりの強化へ。

２地域に身近な福祉相談窓口連携事業

地域に点在する施設や事業所に地域に身近な相談窓口を設置し、一時相談窓口として生活困窮者や認知症など地域の要支援者の相談又はその要支援者への支援について相談を受けるとともに、ゲートキーパーとしての役割も担います。また、相談内容に応じて他施設や関係機関へつなげ社福連を中心とした相談支援ネットワークの構築を図っていきます。現在 32 の施設・事業所に相談窓口を設置しています。

① 各施設に「地域に身近な福祉相談窓口」を設置する。その対応については各施設の職員により対応する。
② 相談を受けた内容により、他施設や関係機関につなげる。（一時的相談窓口機能）
③ 適切なつなぎがスムーズにできるように、社福連を中心とした相談支援ネットワークを構築する。
④ 相談窓口の手引きと社会資源リストの活用

５災害時要援護者等支援事業

最近は大規模災害が所かまわず発生しているのが現状です。福智町でも福智山活断層があり、未曽有の大災害が発生しないとも限りません。福智町に点在する各施設の機能を活かし、安全と認められた地域の施設を福智町と協定を結び、近隣の生活避難所として指定し、避難住民の安全と生活の継続について支援をおこないます。必要に応じ対応可能な避難所への福祉的支援をおこないます。

① 災害時に生活避難所として活用する計画を福智町と協定し支援する。
② 災害時における地域住民の日常生活が継続できるよう日用品等の提供などをおこなう。
③ 避難が必要であり、介護が必要な要支援者への受入れ等の対応をおこなう。

６地域パトロール推進事業

地域の要支援者の見守りは、地域でおこなうのが最も有効的ですが、地域によっては見守り活動が成り立たない地域も存在します。そのためアウトリーチによる訪問活動が必要です。各施設で地域を回る業務の中で気づいたことを事務局へ情報提供します。特に要援護高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに見守りや支援活動をおこないます。

① 会員がハイリスクの高齢者宅や孤立化した世帯、問題のある子育て世帯などに対して各施設の送迎等で地域を巡回する際に、見守りパトロールを合わせておこなう。
② 見守りマニュアルに基づき実施するとともに「気づきリスト」を活用し常に見守りのアンテナを張り実施。
③ 福智町 SOS ネットワークとの連携。

３要支援者サポーター養成事業

今、認知症の方や身体障がい者の方また精神障がい者の方などの要支援者が地域において普通に暮らせる社会が求められ、ソーシャルインクルージョンによる取り組みの重要性が叫ばれています。そのためには、地域で要支援者を支える又は理解するサポーターを多く作り出すことが必要です。そのサポーターの養成を地域ごとに進め支援していきます。

・オレンジリング（認知症サポーター）＝2,800 名
・ブルーリング（障がい者サポーター）＝26 名
・ホワイトリング（子育てサポーター）＝40 名

① 地域における要支援者を地域でサポートする体制を作り出すために、それぞれの状況に対応できる（又は理解する）サポーターの養成研修会を地域において実施する。

② サポーター養成事業の年間計画、実施施設や実施日の設定、各施設からの職員による講師候補や企画、進行役職員等の役割分担をおこない実行する。

③ 広報活動や各施設の近隣住民に声掛けし実施する。

４子どもの居場所づくり・学習支援事業

子どもの学力向上に対する取り組みの中で、特に不登校やひとり親家庭に対する学習機会の確保が課題となっています。また、生活困窮世帯、ひとり親家庭や不登校児を中心に子どもの居場所づくりの必要性が叫ばれており、居場所づくり（子ども食堂含む）、交流活動、学習支援を法人の施設内でおこなうとともに、入所者との交流もおこないながら子どもたちの健全な育成を支援していきます。

① 学校と施設利用者との交流活動をおこない、学習意欲を高めるような取り組みもあわせておこなう。モデル的に実施し支援。

② ひとり親家庭や閉じこもり傾向にある児童等を施設の一室を利用し、居場所づくりをおこなう。

７フードバンク及びフードファミリー事業

フードファミリーとは、食材等を提供していただける地域住民のことで、事前に登録していただき、生活困窮者等の事例が発生した場合にご連絡を差し上げ、提供をしていただいた食材等を即時に生活困窮者等に提供するシステムのことです。フードバンク及びフードファミリーの管理運用は、一般社団法人福智町社会福祉連携協議会と福智町社会福祉協議会がおこないます。

← 詳しくは社福連 HP 内のフードファミリーのページをご参照ください。

① 個人会員
地域住民でフードファミリーのおこなう活動の趣旨に賛同し、食材等の提供をしていただける個人の方。

② 法人会員
地域の企業・商店・施設等においてフードファミリーのおこなう活動の趣旨に賛同し、食材等を提供していただける法人。

種　別	フードバンク	フードファミリー
提供いただける食材	保存期間が 6 ヶ月以上ある食材	保存期間が概ね 1 週間以上ある食材
食材提供の受付	常時受付	必要時に登録会員にお知らせ
食材等の保管	福智町社会福祉協議会で保管	必要時に登録会員より提供
メリット	在庫がある為迅速に提供できる	1. 提供いただける食材の幅が広がる 2. 必要なものをダイレクトにお願いできる（指定が可能） 3. 食材を保管しなくてよい 4. 提供する側の充実感がある
デメリット	随時出てくる保存切れの食材の対応	食材のチェック

06 事業の共同化と連携協働の強化

1 個人情報を含む書類の合同処分及びリサイクル活用の取組み

保存年月の過ぎた個人情報を含む書類の破棄は、比較的手間がかかります。事務作業の手間を省き、個人情報が守られ確実に溶解処理し、また合同で行うことにより1個あたりの処分料金のコストダウンが可能となるとともに、廃棄物のリサイクル（トイレットペーパー）による環境保全にも貢献する取り組みです。

※ 令和2年9月実施
処分数実績 446箱
重量 8,360kg　1箱300円
トイレットペーパー 68,970個相当にリサイクル

2 合同人材募集

個別ではなかなか確保することが難しい福祉業界での人材難を解消する方法の一つとして、合同による人材募集を行い、事務の効率化と効果の向上を図ります。第1回目の募集では求人チラシを発行し町内世帯（8,300世帯）へ全戸配布。第2回目の募集では町内世帯への全戸配布とともに福智町中心部から半径10キロ県内において大手新聞4社への折り込みやフリーマガジンHｅｎに求人ページを掲載しました。

← 詳しくは社福連HP内の人材求人情報のページをご参照ください。

3 外国人介護人材確保基盤整備事業 技能実習生との面談（フィリピン）

外国人介護人材確保基盤整備事業として、社会福祉法人が運営する介護施設・事業所の介護労働者不足は喫緊の課題です。将来を見通してグローバルな視点から外国人介護人材の活用における安心安全な受入れ体制づくりを進めています。

※ 現在、登録支援機関と連携して特定技能外国人の受け入れをおこなっています。

4 働き方改革における合同相談窓口の開設

改正パートタイム・有期雇用労働法等への対応での雇用・労働に関する相談、助成金に関する相談など、法人の事情を考慮し、法人の立場から専門家のアドバイスを頂ける個別の相談窓口を開設し相談会を実施しました。

令和2年度実績

11月17日 3件	1月19日 3件
12月1日 2件	2月2日 4件
12月15日 5件	

5 共同購入品目の調査

福智町社福連24法人による共同化によるスケールメリットを生かし、各法人が消費する消耗品や生活用品、食材等を高品質で低価格で共同購入することができるものがあるのか調査をおこない、経費の削減や事務の効率化を図ります。

6 経費削減に関わる合同電力割引交渉

各法人の経費削減について、電力会社による高圧電力契約施設における割引交渉をおこない、「大規模特約割引契約」を実現しました。現在電力会社と高圧電力契約している法人（施設）については割引率を契約施設ごとに電力会社から提示していただきました。低電力契約をしている法人（施設）は今回の割引の対象としていませんが、今後低電圧電力についても割引を検討していただく予定です。社福連全体で年間約1,500万円の経費削減が見込まれます。

7 合同接遇研修

新人職員研修や接遇研修など各法人で企画する研修を、社福連で企画し合同開催します。合同でおこなうことにより、他施設の職員と知り合えたり、講師謝金や会場費などの各種費用を削減することができます。

07 その他事業

赤い羽根自動販売機設置推進事業

福智町社福連では、会員の施設や事業所また関係する企業そして福智町の協力をいただきながら、赤い羽根自販機の設置を推奨し、赤い羽根自販機による寄附金を活用して、構成会員からの会費とあわせて公益的な取り組みの財源としています。

① 福智町では現在、寄附付き自販機を 23 台設置済み。
② 令和元年度実績　年間販売数　48,309 本
　　売上金額　5,480,365 円
　　寄附金額　627,444 円

ふくおかライフレスキュー事業

生活困窮者の命と生活を守る伴走型支援として、「今日明日食べるものがない」「電気・ガス・水道が止められた」「失業した」「虐待やＤＶを受けている」など、地域で暮らす様々な方からの相談に、各施設に配置されたサポーターが実際に現場に行き、自分の目と耳で確認しながら対応し、各種制度やサービスに繋ぐ等、生活が安定するまでの支援をおこないます。また、緊急の場合は食材支援やライフラインの復旧等、経済的援助（現物支給）もおこないます。

地域買い物支援事業

日常的な買い物に不便を感じている方を支援するため、社福連会員法人の周辺地域の高齢者で希望する方を、集会所（または高齢者の自宅）からスーパーまでをデイサービス送迎車等で無料送迎する事業です。令和３年度にモデルケースとして、「伊方福祉会」で実施の予定です。

地域人材派遣事業（地域出前講座）

社福連会員の中には、専門的知識や技術を持った方や特技を持った方、趣味が高じて博士的な知識や技術を持った方などがあり、その知識や技術を地域の要望に応じて地域住民に還元する事業です。

相談窓口の手引きと社会資源リスト作成活用

（左）社会資源リスト
　　総ページ数 204 ページ
（右）相談窓口の手引き
　　総ページ数 172 ページ

課題に応じた各種研修会の開催

福智町社福連 HP

08 今後の展望

法人後見事業の学習と実施体制の整備

福智町社福連では、今後必要性の高くなる事業として法人後見事業の実施に向け取り組んでいます。会員である福智町社会福祉協議会がおこなう日常生活自立支援事業と連携するとともに、地域住民や福祉関係団体と連携しながら、ご本人を中心としソーシャルサポートネットワークをつくります。職員がご本人に適した支援方法を考え、社福連会員や福祉関係機関と協力しながら利用者を支援していきます。また、法人後見の特徴として、後見実務担当者が交代しても長期にわたって一貫した本人支援ができます。複数の後見実務担当者がいるため、本人に適した担当者を置くことが可能です。また組織として培った様々な地域連携ネットワークを本人支援に活かせる法人後見事業の体制づくりを進めています。

介護・保育の ICT 化の推進

施設管理・利用者管理・事務管理等の ICT 化への対応について検討するとともに、事例をまとめていきます。

ＢtoＢによる企業間契約モデル

今後は施設と個人との取引き（ＢtoＣ）とあわせて施設と企業との取引き（ＢtoＢ）について、新たな契約モデルを模索していきます。

災害時支援への取り組みの強化

福智町独自の災害福祉支援チーム（福智ＤＷＡＴ）の設置を検討していきます。

福智町社福連　検索

https://www.fukuchimachisyafukuren.com/

一般社団法人　福智町社会福祉連携協議会

〒８２２-１２０１

福岡県田川郡福智町金田１１５４-２

事務局 福智町社会福祉協議会　総務課

Tel　０９４７-２２-６６３１

Fax　０９４７-２２-６６７８

Mail fukutimatiskk@diary.ocn.ne.jp